

# 福岡県公報

令和五年六月二十三日  
第四百八号  
増刊①

## 目次

### 選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部  
改正

(行財政支援課) ……………一

### 選挙管理委員会

#### 福岡県選挙管理委員会告示第五十五号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和五年六月二十三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表北九州市門司区の項中

旧大連航路上屋	〃	〃	西海岸一丁目三番五号	を
旧大連航路上屋	〃	〃	西海岸一丁目三番五号	を
北九州市立門司生涯学習センター 大里分館	〃	〃	下馬寄六番八号	に、
同表北九州市八幡東区の項中	〃	〃	平野一丁目一番一号	を

北九州市立八幡東生涯学習センター 1 尾倉分館	〃	〃	尾倉二丁目六番六号
北九州市立八幡東生涯学習センター 1	〃	〃	平野一丁目一番一号

に改める。